

残高証明書の商業手形・電子記録債権の記載内容変更

▲ **商業手形と電子記録債権の記載内容が変更**となります。

現 行	システム移行後
商業手形と電子記録債権が 分かれて記載	商業手形に電子記録債権が 含まれて記載 (摘要欄に電子記録債権の金額が 記載される)